

令和4年答申第1号

令和4年10月13日

苫小牧市長 岩倉博文様

苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会

会長 竹田美由紀

改正された個人情報の保護に関する法律を施行するための条例で定める必要があるとされている事項等について（答申）

苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の規定に基づき令和4年7月7日付けで諮問のありました、改正された個人情報の保護に関する法律を施行するための条例で定める必要があるとされている事項等につきまして、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の判断

(1) 開示請求の手数料

ア 結論

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を施行するための条例（以下「法施行条例」という。）に、開示請求の手数料を無料とした上で、写しの作成及び送付に要する費用の負担を求めることを規定するという市の案は、妥当である。

イ 理由

法は、開示請求をする者は条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定する一方、当該手数料を無料とした上で、写しの交付等に要する費用を実費で徴収することも認めている。

そして、苫小牧市個人情報保護条例（平成7年条例第2号。以下「現行条例」という。）は、写しの作成及び送付に要する費用として、一般的なコピー代金や実際の郵送料金と同等の負担を求めており、手数料は徴収していない。また、市からは、法に基づく事務を行った場合について、市の負担が現在と比べて急に増大することは想定しにくいことや、開示請求の処理時間等は請求の内容によって大きく差があり、人件費等を計算して一律に手数料を請求するのは困難であることについての説明があったが、これらについても特段不合理なものとは認められず、現状支障なく運用できているのであれば、引き続き現在の費用負担制度をとるのが適切である。

したがって、現状の方法どおり、手数料は無料とし、引き続き写しの作成及び送付に要する費用の負担を求めることが適切である。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

ア 結論

法施行条例には、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料を規定しないという市の案は、妥当である。

イ 理由

法は、行政機関等は行政機関等匿名加工情報を利用する事業の提案を募集するものとするとして規定した上で、事業者から提案があったときはこれを審査し、条例で定める額の手数を徴収して利用契約を締結することができるものとしている。ただし、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については、当該募集を行わなくてもよいものとされた。

行政機関等匿名加工情報は、行政機関等が保有する個人情報をもとに特定の個人が識別できないように加工して得られる情報であり、事業者において活用され得るものとされている。しかし、一般的にそのような情報として事業に活用されやすい商品の購買履歴や位置情報等の情報については、通常市は収集しておらず、さらに、先行してこの制度を導入している国の募集の状況を見ても、提案はほとんどなく、行政機関等匿名加工情報の利用について、現時点で事業者からの需要を見込むことが難しい。加えて、個人を識別できないように加工された匿名加工情報であっても、法によって適正な取扱いが求められており、その作成・提供には慎重を期すことが望ましい。

したがって、提案募集制度については導入を見送り、指定都市等での提案状況を注視して検討することが相当であると考えられるから、現時点で当該手数料は規定しないことが適当である。

(3) 「条例要配慮個人情報」の規定

ア 結論

法施行条例には、条例要配慮個人情報を規定しないという市の案は、妥当である。

イ 理由

法は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等を要配慮個人情報として規定した上で、さらに、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを、条例要配慮個人情報として、法施行条例で規定することができるものとした。ただし、条例要配慮個人情報を規定した場合であっても、個人情報ファイル簿に当該情報を含む旨を記載する義務等が生じるのみであって、他の個人情報よりも収集、提供等を厳格にする規定を設けることは、認められないものとされている。

ここで、不当な差別や偏見の原因となる情報は、社会情勢等によって今後も様々に発生することが予想され、これを一義的に定めることは困難であるものと認められる。加えて、条例要配慮個人情報を規定した場合であっても、その収集、提供等に厳格な制限がかからないことから、他の個人情報と比べたときに、その具体的な取扱いの差異はほとんど生じず、規定する効果が乏しい。

したがって、条例要配慮個人情報は規定しないことが適当である。ただし、要配慮個人情報を始めとした、取扱いに特に配慮が必要な個人情報に関しては、適切な安全管理措置を講じるべきである。

(4) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項

ア 結論

個人情報ファイル簿とは別に、法施行条例に、個人情報の保有の状況に関する帳簿を作成し、公表する義務を規定した上で、その詳細な記載項目等については、個人情報ファイル簿と整合が図られるように、規則以下において定めるという市の案は、妥当である。

イ 理由

法は、一定の事務の目的を達成するため個人情報を検索できるように体系的に構成した個人情報の集合物を個人情報ファイルと定義し、そのうち本人の数が1,000人以上のものについて、その利用目的や記録項目等を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、及び公表する義務を規定している。一方、現行条例は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、その本人の数に関わらず、取り扱う目的や個人情報の種類等を市長に届け出て、市長はこれを一般の閲覧に供するものとしている。

これらの制度は、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識できるようにするためのものであって、その趣旨は同様だと考えられる。そうすると、法において公表の対象とならない事務について、現行条例による公表の仕組みを維持すべきものと考えられるが、両制度が併存することによって、事務の混乱等が生じないようにする必要があることから、これらの制度で一定の整合を図らなければならない。

したがって、法に規定する個人情報ファイル簿とは別に、現行条例で規定する届出に関する義務と同じように、法施行条例に個人情報の保有の状況に関する帳簿の作成・公表義務を規定した上で、その詳細な記載項目等については、個人情報ファイル簿と整合が図られるように、規則以下において定めることが適当である。

(5) 開示請求における不開示情報の範囲

ア 結論

(ア) 法施行条例には、開示請求における不開示情報（以下「不開示情報」という。）について、苫小牧市情報公開条例（平成10年条例第14号。以下「情報公開条例」という。）と整合を図るための規定は設けないという市の案は、妥当である。

(イ) 情報公開条例の不開示情報に関する規定を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の表現に改めるという市の案は、妥当である。

イ 理由

(ア) 個人情報保護制度と情報公開制度は、互いに密接に関わり合った制度であり、法は、法が規定する不開示情報の範囲と、各地方公共団体の情報公開条例が規定する不開示情報の範囲が異なる場合には、法施行条例にこれと整合を図るための規定を設けることで、情報公開条例の不開示情報の範囲を優先させることができるものとしている。

そこで、法と情報公開条例の不開示情報の範囲を比較したところ、特定の個人を識別することはできないが開示すればなお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、法にのみ不開示とする規定がある等、不開示情報を定める一部の規定の表現において、情報公開条例の表現と差異があることが分かった。

しかし、例えば上記の点について、市からは、「特定個人が識別できないにもかかわらず個人の権利利益を侵害するおそれがある情報」というものは、本来的に特に慎重に判断されるべき限られた範囲のものであり、そのような情報を開示した場合は、当該個人を含めた他の市民からの信頼を大きく失わせることにつながり、情報公開条例でも『事

務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの』として不開示となる」旨の説明があった。また、市からは、実質的な開示範囲に影響がない場合であっても、特に個人に関する情報が例外的に開示される場合について、市がある個人情報をおそれながらこれまで開示し続けてきたという事実のみをもって、法施行後もいわゆる「公知の情報」として例外的な開示をすることはせずに、これまでと同じように、当該開示によって個人の権利利益を害するおそれがあるか着目した上で判断する旨の説明があった。その他の点についても、法の具体的な解釈や、当該規定以外の規定によって不開示とされる情報も含めた全体を確認したところ、特定の規定の表現が異なっているにもかかわらず、不開示情報を定める規定全体による不開示情報の範囲は一致しており、実質的な差異は生じていないとみられる。

したがって、不開示情報の範囲について情報公開条例と整合を図るための規定を設ける必要性に乏しい。

(イ) (ア)のとおり、法と情報公開条例において、不開示情報の実質的な範囲には差異がない。

ここで、不開示情報の範囲が同一であるにもかかわらず、両者の表現が異なると、市民にとって分かりづらく、混乱を招く可能性がある。また、今後の市における運用の中で、誤りが生じるおそれもある。

したがって、情報公開条例の不開示情報の規定を、法が整合を図っている情報公開法の表現に改めることが適当である。

(6) 開示請求等の手続

ア 結論

- (ア) 法施行条例に、開示決定期限及び延長期限をそれぞれ14日以内にすることを規定するという市の案は、妥当である。
- (イ) 法施行条例には、現行条例で定めている開示請求書の記載事項を規定しないという市の案は、妥当である。
- (ウ) 情報公開条例における開示請求手続を、法と同様のものに改めるといふ市の案は、妥当である。

イ 理由

- (ア) 法は、開示請求における開示決定期限を30日以内とした上で、事務処理上の困難等の正当な理由があるときは、この期限をさらに30日延長できると定めている。一方、現行条例は開示決定期限を14日以内とした上で、当該延長の期限も14日以内と定めている。

ここで、開示決定期限等を法のとおり30日以内とすると、現在の制度と比較して、市民にとって相対的に不便な制度となってしまう。また、今後請求件数が増加した等の場合でも対応が可能かという点についても、市から、請求者が具体的に開示を求めている内容を丁寧に聞き取り、適切に文書の範囲を特定すること等によって、現在の期限内に対応が可能だと考えている旨の説明があった。

したがって、開示決定期限及び延長期限は、引き続き14日以内とすることが適当である。

- (イ) 法は、開示請求書に記載しなければならない事項を、氏名等及び請求する保有個人情報に特定するに足りる事項の2点としており、求める開示の実施の方法（以下「開示方法」という。）については、任意に記載できる事項にとどめている。一方、現行条例は、開示方法も開

示請求書に記載しなければならない事項としている。

ここで、法は、開示方法が開示請求書に記載されなかった場合、請求者は、市からの開示決定通知を受けてから開示方法を書面で申し出なければならないと規定している。そのため、請求者にとっての手続の利便性を考えると、開示方法は開示請求書の記載事項として規定することが適当のように思われる。

しかし、請求者にとって、求める保有個人情報に記載された文書の量が不明瞭な場合等においては、請求時点で開示方法を決定しにくいことも想定されることから、請求時に開示請求書に記載しないことにも合理性がある。

さらに、法の解釈としては、法施行条例で当該記載事項を規定した場合であっても、それが無いことをもって開示請求ができないとする取扱いは認められないとしており、必須の記載事項を定めることはできないことを示している。

したがって、希望する開示の実施の方法は、開示請求書の必要的記載事項としては規定せず、任意的な記載事項とすることが適当である。

(ウ) 情報公開条例における開示請求手続は、現行条例と同様であるため、(イ)と同様に、請求時点で開示方法を決定しにくいことも想定される。

さらに、個人情報保護制度と情報公開制度において開示請求手続が大きく異なった場合は、市民にとって分かりづらく、混乱を招く可能性がある。また、今後の市における運用の中で、誤りが生じるおそれもある。

したがって、情報公開条例の開示請求手続を、法と同様のものに改めることが適当である。

- (7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審査会への諮問

ア 結論

法施行条例に、①個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときに本審査会へ諮問することができること及び②諮問がない場合においても個人情報の保護に係る施策に関する事項について本審査会が意見を述べるができることを規定した上で、苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第29号）に、これらを本審査会の所掌事務とすることを規定するという市の案は、妥当である。

イ 理由

法は、当該諮問が認められる場合として、法施行条例を改正しようとする場合等を挙げているが、今後の法改正により、新たに法施行条例で定める必要がある事項等が規定され、審査会による調査審議が必要になることは十分予想されるところである。

また、現在の審査会の所掌事務には、個人情報の保護に係る施策に関する事項について市長に意見を述べるが含まれているが、この仕組みは、法の施行後においても「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」の解釈に制限されることなく意見を述べられる根拠となるものであり、その機会は保障されるべきである。

したがって、当該諮問ができるものとするのが適当であり、また、当該諮問がない場合であっても、審査会が個人情報の保護に係る施策に関する事項について意見を述べるができるものとするのが適当である。

(8) 施行の状況の公表

ア 結論

法施行条例に、市が独自に開示請求件数等を公表することを規定するという市の案は、妥当である。

イ 理由

法は、地方公共団体は法の施行状況について個人情報保護委員会に報告しなければならないと規定した上で、同委員会がこれを取りまとめて概要を公表するものとしている。一方、現行条例は、現行条例の運用状況を公表することを義務付けており、市は、毎年度の開示請求件数等を市ホームページ及び広報とまこまいに掲載している。

ここで、市による公表が行われなくなった場合は、個人情報保護委員会がインターネットによりこの概要を公表したとしても、市内全戸に配布される広報とまこまいには掲載されないため、これまでよりもその情報が伝わる範囲が狭くなってしまう。

したがって、個人情報保護委員会による公表とは別に、今後も市が独自に開示請求件数等を公表するのが適当であるが、同委員会の公表範囲が市のそれよりも広い場合は、これと整合を図るべきである。

2 調査審議の経過

当審査会は、本件について、以下のとおり調査審議を行った。

- (1) 令和4年 7月 7日 諮問書の受理
- (2) 同日 審議（1(1)、(6)について）
- (3) 同年 8月 4日 審議（1(2)、(3)、(4)について）
- (4) 同年 9月30日 審議（1(5)、(6)、(7)、(8)について）
- (5) 同年10月13日 答申

3 答申に関与した委員

竹田美由紀、多田光宏、中村こずえ、高田耕平、椎名貴誇